

平成30年度第1回

通算第30回

函館市個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	平成30年11月13日（火曜日） 午後1時30分
開催場所	市役所8階第2会議室
議 題	(1) 制度の運用状況について（報告） （公開） (2) その他 （公開）
出席委員	繪面 和子 委員, 木村 暢夫 委員, 佐藤 敬一 委員 原 公子 委員, 堀田 剛史 委員, 森 真由美 委員
欠席委員	田島 久吉 委員
事務局の出席者の職氏名	三浦 祐一 総務部文書法制課長 早瀬 洋 総務部文書法制課主査 竹原 勇樹 総務部文書法制課主事
傍聴者	なし

堀田会長	ただいまから、第30回函館市個人情報保護運営審議
	会を開会します。
	開会に当たりまして、私から一言御挨拶申し上げます。
	委員の皆様におかれましては、お忙しい中個人情報保
	護運営審議会にお集まりいただきまして、誠にありがと
	うございます。
	さて、昨年5月に改正個人情報保護法が全面施行され
	まして、個人情報を取り扱う全ての事業者は、保有する
	個人情報の件数にかかわらず、情報の適切な取扱いが求
	められるようになっていきます。
	また、情報化技術の進展による世界規模での個人情報
	の漏えいや、身近な問題でも災害で亡くなられた方と行
	方不明の方の氏名公表をめぐる個人情報保護の問題な
	ど、皆さん十分御認識されていることと思いますが、個
	人情報保護制度をより適切に運用していく必要性が、ま
	すます高まっています。
	今後とも函館市における市民の個人情報の適正な取扱
	いのため、制度の運用が一層適正に図られ、市民の利益
	にかなうような行政になるよう委員の皆様の御協力をお
	願い申し上げます、開会に当たっての御挨拶といたします。
	本日の会議の進行については、審議会規則第3条第2

	項の規定に基づき、会長が議長を務めることとなってい
	ますので、私のほうで進めさせていただきます。
	まずはじめに、委員の交代がありましたので、事務局
	から委員の皆様の紹介をお願いします。
三浦課長	文書法制課長の三浦でございます。私の方から委員の
	皆様の御紹介をさせていただきます。
	まず先に、交代されていない委員の皆様からです。
	堀田会長でございます。繪面副会長でございます。
	木村委員でございます。原委員でございます。
	佐藤委員でございます。
	なお、田島委員でございますが、本日、都合により欠
	席となっております。
	次に、交代された委員です。
	8月1日付けで木本委員の後任としてお願いすること
	になりました、森委員でございます。
	以上、よろしく願いいたします。
堀田会長	それでは、早速議題に入りたいと思います。
	はじめに、これからの審議の公開・非公開についてお
	諮りしますが、本日の会議には、特定の個人が識別され
	るような個人情報が含まれておりませんので、会議は公
	開で行うということで御異議ございませんでしょうか。

	(異議なしの声あり)
	御異議ございませんので、会議は公開で行います。
	それでは、報告事項である議題の(1)制度の運用状
	況について事務局から説明願います。
三浦課長	それでは、先に配布させていただきました、A3版の
	「制度の運用状況について」により御説明申し上げます。
	はじめに、表紙の次のページ「個人情報の収集等届出
	状況」についてでございます。
	この届出は、個人情報保護条例第6条第1項の規定に
	より、「実施機関が、継続かつ定型化して個人情報の収
	集等を行う」場合や「届け出た個人情報の収集等を廃止
	する場合」などに、市長宛てに提出することが義務付け
	られているものでございます。
	資料に記載の届出件数は、全ての届出が平成29年度
	中になされたということではなく、以前から個人情報の
	収集等を開始するに当たって、届出が行われてきたもの
	に、平成29年度中に新たに届出があったものを加え、
	さらに平成29年度中の届出の変更・廃止件数の増減を
	反映させ、平成29年度末現在で、各実施機関が継続か
	つ定型化して個人情報の収集等を行っているものの件数
	でございます。

	本年3月31日現在において、市長、議会、教育委員
	会など、11の実施機関から提出済みの届出が、表の右
	下合計に記載のとおり3,165件ございます。
	この左側にあるカッコ内の3,160という数字は、
	前年同期の件数で右下の数字3,165との差し引きが
	5となります。総件数では前年に比べ5件増加してござ
	います。
	実施機関の部ごとの増減と課ごとの内訳につきまして
	は、御覧のとおりでございますが、その主な内容といた
	しましては、まず収集を始めたものとして、市民部国保
	年金課の「年金請求書抽出送付者および年金決定情報一
	覧表」による年金受給権者情報の把握や恵山支所市民福
	祉課における送迎バスの運行業務の開始のための「認定
	こども園 函館市つつじ保育園送迎バス利用申込書」で
	ございます。
	一方、都市建設部まちづくり景観課において西部地区
	歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例を廃止
	したことにより、基金が廃止となりました。町並み基金
	寄付申込者の個人情報「町並み基金寄付申込者台帳」
	という個人情報ファイルとして保管してきたところでは
	が、その収集を行わなくなったところでございます。

	以上が「個人情報の収集等届出状況」でございます。
堀田会長	ただいまの個人情報の収集等届出状況についての説明
	に対しまして、各委員から御質問等ございませんか。
	ないようですので、引き続き運用状況について説明願
	います。
三浦課長	続きまして、次のページになります。「平成29年度
	における目的外利用等の状況」を御覧ください。
	表の説明に入る前に、目的外利用等の制度の概要につ
	いて御説明申し上げます。
	個人情報保護条例第8条第1項および第2項には、実
	施機関は、個人番号、マイナンバーを含む個人情報であ
	る特定個人情報を除いた個人情報を、収集した目的の範
	囲を超えて、実施機関相互でやりとりすることはもとよ
	り、実施機関内部において利用してはならないことと、
	市以外のものに提供してはならないことが規定されてお
	ります。
	市の内部において、収集目的の範囲を超えて個人情報
	を利用する場合を目的外利用、市以外のものに提供する
	ことを外部提供と呼んでおります。
	このように制限のある目的外利用と外部提供ではあり
	ますが、条例上、一定の場合に行うことが認められてお

	ります。それがどのような場合かと申しますと， 1つ目
	として「法令または条例に特別の定めがあるとき」， 2
	つ目として「本人の同意があるとき」， 3つ目として「人
	の生命， 身体または財産に対する危険を避けるため， 緊
	急かつやむを得ないと認められるとき」， 4つ目として
	「正当な行政執行に関連して目的外利用するとき」， 5
	つ目として「審議会の意見を聴いて公益上必要と認めて
	外部提供するとき」でございます。これらに当てはまる
	場合には， 目的外利用や外部提供を行うことができるこ
	とになっております。
	平成29年度におけるその該当事例をまとめたもの
	が， この表になります。
	まず「1 目的外利用」の状況でございます。収集目
	的の範囲を超えて市の内部で個人情報を利用したもので
	ございますが， 件数は19の課において合計130件と
	なっております。
	目的外利用された個人情報を保有する所管課および主
	な内容や利用した課は， 御覧のとおりでございます。
	この目的外利用の主なものについて申し上げますと，
	財務部税務室市民税担当で保有する， 市・道民税の課税
	状況等に関する情報を福祉事務所や市民部国保年金課な

	どが，生活保護費支給事務や国民年金保険料の免除に利
	用するなどしております。
	また，財務部税務室資産税担当の固定資産の状況に関
	する情報を，国保年金課が国民健康保険料の賦課算定に
	利用するなどしたほか，土地・家屋の所有者情報を総務
	部総務課が防災に関する周知対象者の把握等のために利
	用しております。
	財務部税務室の5つ下になりますが，福祉事務所生活
	支援第1課の保有する生活保護受給者の氏名等を子ども
	未来部子ども企画課が保育料の算定や入学準備金給付事
	務の実施のために，また，本人の同意の下，保健福祉部
	保健予防課が高齢者肺炎球菌感染症や高齢者インフルエ
	ンザ予防接種の免除が必要な者の実態把握を行うため
	に，それぞれ利用するなどしております。
	続いて，その下の2つの課になります。保健所地域保
	健課と保健所生活衛生課に関しては，診療所の開設届や
	理容所，美容所台帳などを固定資産税の賦課事務のため
	財務部税務室が利用するなどしております。
	その下になります。子ども未来部子ども企画課の入学
	準備金受給者等の情報を，教育委員会学校教育部保健給
	食課が新入学児童生徒学用品費等の就学援助の認定事務

	に利用しております。
	次に同じページの下の表「2 外部提供」でございま
	す。外部提供とは国や道，他の地方公共団体などの市の
	外部に，収集目的の範囲を超えて個人情報を提供するも
	のでございますが，その件数は記載のとおり22の課に
	おいて，409，803人分となっております。
	外部提供した個人情報の所管課および主な提供内容や
	提供先は，御覧のとおりでございます。
	このうちの主なものでございますが，表の上から3番
	目の財務部税務室市民税担当では，主に市・道民税の課
	税状況等を税務署や他の地方公共団体などに37,867
	人分提供しております。
	また，その1つ下の財務部税務室資産税担当では，北
	海道が5年ごとに見直しを行って作成する都市計画策定
	の基礎資料のため，資産等の状況のうち家屋の情報につ
	いて，平成28年度は361，321人分の提供を行っ
	ていたところでございますが，この調査が平成28年度
	中に終了したため，その分外部提供の件数が大幅に減少
	し，平成29年度実績につきましては資産等の課税状況
	に関する情報などを税務署や他の地方公共団体などに提
	供した8，155人分という数字が計上されております。

	税務室から4つ下の保健福祉部地域福祉課では、函館
	市民生児童委員連合会に対し、民生委員の担当地区内の
	世帯の状況を正確に把握し、生活に関する助言その他の
	援助を行うための基礎資料として、住民基本台帳中の住
	所、氏名等を264,040人分提供しております。
	この外部提供につきましては、条例等の規定に沿った
	提供でございますが、これまで届出がなかったところ、
	平成29年度において提供の確認ができたことから、こ
	の度計上したものでございます。
	その1つ下の保健福祉部介護保険課では、本人の同意
	の下、主治医意見書などの情報を居宅介護支援事業所や
	介護保険施設等に対し、介護サービス計画等の作成など
	をするために、53,829人分提供しております。
	介護保険課の3つ下、福祉事務所生活支援第1課では、
	生活保護受給の有無の情報などを本人の同意の下、日本
	放送協会北海道南営業センターに対し、受信料の免除手
	続のために提供しているほか、資料記載以外にも国民年
	金法に基づき函館年金事務所になどに7,751人分提
	供しております。
	また、そのすぐ下、保健所生活衛生課では食品衛生法
	等による営業許可台帳の情報などを函館税務署等に、

	23, 239人分提供しております。
	なお、平成29年度は食品表示法等に基づく北海道農
	政事務所からの照会が大幅に増えたことにより、昨年度
	と比較して約12,000件増加したところでございま
	す。
	また、その6つ下の企業局上下水道部業務課では、給
	水管所有者の情報を指定工事業者などに、8,119人
	分提供しております。
	以上、「平成29年度における目的外利用等の状況」
	について、御説明申し上げました。
堀田会長	ただいまの平成29年度における目的外利用等の状況
	についての説明に対しまして、各委員から御質問等ござ
	いませんか。
木村委員	保健福祉部地域福祉課において、264,040人分
	提供しているという説明がありましたが、これは、函館
	市の人口全員分ということでしょうか。
三浦課長	はい。函館市の全員分ということでございます。
木村委員	全員分を見ることができるとのことでしょうか。
三浦課長	全員分を民生児童委員連合会に外部提供するという形
	ですが、お1人の民生委員さんが26万人分ということ
	ではなく、それぞれの担当する地域の分についてだけ確

	認しているということでございます。
木村委員	一人の方が全員の情報を持っているということではな
	いということですね。分かりました。
佐藤委員	平成28年度以前もこの提供は行っていたのですか。
	提供の形が変わったということでしょうか。もう少し
	詳しく教えていただけますか。
三浦課長	民生委員へのこれらの個人情報の提供は、従前から行
	っていたものでありまして、提供の仕方も変わっており
	ません。この外部提供は、条例等に従って行っているも
	のでその点問題ございませんが、所管課からの報告が漏
	れていたものでございます。この度、外部提供の確認が
	できたことから新規に計上いたしました。
佐藤委員	これまでもこのくらいの数があったということではし
	うか。
三浦課長	全ての地域に民生委員さんがいらっしゃいますので、
	トータルすると提供件数は函館市の人口で推移していた
	ということになります。
堀田会長	所管部局の方で、報告義務がないものと考えていたと
	いうことでしょうか。
三浦課長	そのように考えていたため、当課から報告を依頼した
	際に、これまで報告がなかったものでございます。

	仮に外部提供や目的外利用が条例等に基づかないもの
	であったとすれば、別に処分などの対応を考える必要も
	出てくるかと思いますが、今回はそのようなことではご
	ざいませんでした。ただ、当然漏れてはいけないもので
	はありますので、所管部局には、以後、気を付けて正確
	な数字の報告を心掛けるよう申し伝えております。
堀田会長	はい。ありがとうございます。
繪面委員	函館市は老人が住みやすいまちとよく言われています
	が、この保健福祉部介護保険課の53,829件という
	数字は、例年に比べて多いのでしょうか、それとも毎年
	このくらいの数字でしょうか。
三浦課長	平成28年度と比較しますと、約1,600件ほど減
	っております。
堀田会長	他に御質問等ございませんか。
	ないようですので、引き続き運用状況について説明し
	てください。
三浦課長	次のページに移りまして、「平成29年度自己情報の
	開示請求の内容と決定状況」についてでございます。
	個人情報保護条例では請求権として、自己情報の開示
	を求めること、記録の内容が事実でないときに訂正を求
	めること、収集の制限に反したときに記録の削除を求め

	ること、目的外利用・外部提供の制限に反しているとき
	にその中止を求めること、以上4つの請求権を保障して
	おります。
	平成29年度の請求は、表のとおり全て自己、自分の
	情報を見たいという開示請求でございました。6人の方
	から8件の請求があり、このうち4人の方に全部開示、
	1人の方に一部開示、もう1人の方に非開示の決定を行
	っております。
	また、これらの決定に対する審査請求につきましては
	ございませんでした。
	非開示の決定となった整理番号2の戸籍および戸籍の
	附票の開示状況に関わる開示請求でございますが、開示
	にならなかった理由は、資料記載の期間内の交付実績が
	なかったということで、請求に係る公文書を保有してい
	ないためとなっております。
	また、整理番号5の生活保護台帳の開示請求ござい
	ますが、保護台帳中の格付け欄等に記載されたケースワ
	ーカーの所見や今後の指導上の方針を記載した部分と福
	祉事務所の方針を記載した部分等については、開示する
	ことにより請求者に誤解または予断を与え、今後の自立
	助長等の適正な指導の効果が期待できなくなるおそれが

	あるとの理由から、また、扶養能力調査に関する照会の
	欄に記載している、扶養義務照会の回答等をもとに扶養
	能力判断を行った結果については、開示することによっ
	て、扶養義務者のプライバシーや社会生活上の利益を損
	なうおそれがあり、結果として市の適正な行政執行を妨
	げるおそれがあるとの理由から非開示とし、全体として
	は一部開示となったものでございます。
	以上「平成29年度自己情報の開示等の請求内容と処
	理状況」についてでございます。
	なお、平成30年度の4月から9月までの上期におき
	ましては、自己情報の開示請求が4人・10件ありまし
	て、前年の同期間と比べて人数は同じですが、件数とし
	ては+4件となっております。これらの決定に対しまし
	ても現在まで審査請求はございません。
	また、これまでセンシティブ情報の取扱いや個人情報
	の本人直接収集の例外などについて、当審議会の意見を
	お聴きした事項についてとりまとめた例年同様の資料を
	配布させていただきましたので、こちらについては後ほ
	ど御覧いただきたいと思っております。
	以上が、制度の運用状況でございます。
堀田会長	ただいまの平成29年度自己情報の開示等の請求内容

	と処理内容についての説明に対しまして、各委員から御
	質問等ございませんか。
佐藤委員	整理番号3と整理番号4は請求内容、決定内容ともに
	同じであるが、重複しているのではないのですか。
三浦課長	請求内容、決定内容ともに同じであります。別の開
	示請求であり、記載の内容で間違いございません。
堀田会長	ほかに御質問等ございませんか。
	ないようですので、以上で制度の運用状況については
	終了させていただきます。
	次に(2)その他として委員の皆様から何かありませ
	んか。
	ないようですので、事務局からはいかがですか。
三浦課長	若干、御説明したいことがございます。よろしいでし
	ょうか。
堀田会長	どうぞ。
三浦課長	地方公共団体の保有する個人情報に係る話題として、
	非識別加工情報の活用について現在の状況をお話しさせ
	ていただきます。今回お配りした中に、左上に総務省と
	書かれた資料がございます。こちらの内容になります。
	情報通信技術が飛躍的に進展していく中で、個人の行
	動・状態等に関する情報に代表されるパーソナルデータ

	の利活用を適正に進めていくことが、官民を通じた重要
	な課題になっていることなどを背景として、個人情報保
	護法と国の行政機関や独立行政法人における個人情報の
	取扱いを規律する行政機関個人情報保護法等が改正さ
	れ、それぞれ平成29年5月30日に施行されました。
	この改正により、個人情報の適正かつ効果的な活用が、
	新たな産業の創出や活力ある経済社会、さらには豊かな
	国民生活の実現に資するものとして、匿名加工情報や非
	識別加工情報と呼ばれる、個人特定性低減データとでも
	申したらよろしいでしょうか、これを利用契約を結んだ
	上で提供するための仕組みが設けられました。
	個人特定性低減データと申しましたが、特定の個人を
	識別することができないように個人情報を加工し、当該
	個人情報を復元できないようにした情報を、民間部門に
	おいては匿名加工情報、国の行政機関等においては非識
	別加工情報と呼んでおります。
	国の行政機関等における制度の運用状況といたしまし
	ては、平成29年度に初めて19の行政機関および122
	の独立行政法人等で非識別加工情報に関わる提案の募集
	が実施されましたが、当該募集に対する民間事業者など
	からの提案はなかったという状況になっております。

	また、官民を通じた匿名加工情報等の利活用を図って
	いくため、地方公共団体においても、行政機関個人情報
	保護法を参考としつつ、個人の権利利益の保護および行
	政の事務の適性かつ円滑な運営に支障が生じないことを
	前提として、非識別加工情報の仕組みを導入することが
	適当とされているところでございます。
	しかしながら、平成29年度までに地方公共団体にお
	いて非識別加工情報に係る条例改正を行ったのは、都道
	府県2団体、市町村3団体にとどまっており、当該地方
	公共団体につきましても国と同様に非識別加工情報の提
	供には至っておりません。
	また、ほとんどの地方公共団体において条例改正に至
	らない要因として、非識別加工情報に関する活用事例が
	少なく民間のニーズが不明瞭であることや、加工の基準、
	安全管理措置など解決しなければならない様々な検討課
	題があげられており、本市においても非識別加工情報の
	作成・提供等を行う仕組みの導入を条例改正により整備
	するには、更なる検討が必要と考えております。
	一方、国では今年8月に「地方公共団体の非識別加工
	情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関す
	る検討会」を立ち上げ、作成組織に係る事項について検

	討を開始しました。お手元に配付させていただいたのが
	その検討会の第1回の資料になります。
	地方公共団体の保有するパーソナルデータを同じルー
	ルで円滑に利活用することが可能な環境を迅速に実現す
	るために、作成組織に係る立法措置の在り方について、
	非識別加工情報の仕組みを導入するための条例改正は不
	要となるよう検討を進めることとしております。
	作成組織とは先ほどの資料2の3ページにそのイメー
	ジが掲載されております。非識別加工情報の作成を地方
	公共団体とは別の組織の事務とし、当該組織が地方公共
	団体が保有している個人情報の提供を受けて非識別加工
	情報を作成する組織となり、一定の基準に基づき国が認
	定するというものでございます。
	確かに統一化された加工基準で情報が提供できるとす
	ればメリットとなるかもしれませんが、こちらについて
	も「地方公共団体が作成組織に情報を提供するかしない
	かの判断をどのように位置付けるか」あるいは「作成組
	織が多く地方公共団体の個人情報を集約的に保有する
	ことに対しては不安もある」といった様々な検討課題が
	あり、作成組織について立法措置を急ぐとしても、そう
	簡単なことではないと思っております。

	その一方で，国は作成組織の検討を進める過程におい
	ても地域のデータ利活用を積極的に推進するといった観
	点から，地方公共団体が自主的に条例を整備する場合に
	は，引き続き必要な情報提供等を行うこととしておりま
	す。
	本市としましては，当面この検討会の推移を随時確認
	していき，今後の検討の進展により，函館市個人情報保
	護条例の改正等が必要な状況になりましたら，改めて皆
	様にお諮りし，御議論いただきたいと考えています。
	以上，非識別加工情報について，情報提供させていた
	だきました。
堀田会長	ただいまの非識別加工情報の活用についての説明に対
	しまして，各委員から御質問等ございませんか。
佐藤委員	非識別加工情報について，具体的に行われている事例
	はありますか。
三浦課長	話題になったJRのSuicaの問題を想起していた
	だけると分かりやすいかと思います。
	現状では個人情報，個人が特定できないような状況
	にすれば自由に提供してもよいということになっており
	ます。JRのSuicaの問題につきましては，提供し
	たデータとしてはこの匿名性がある程度は担保されてい

	たものの、乗った駅、降りた駅が分かる、しかもその時
	間も分かるというものでございました。外部観測性とい
	うちょっと難しい言葉になりますが、それを観察すれば
	誰だか分かるじゃないかということで、そのデータ提供
	に対する反発が S u i c a をお持ちの方々から声が上が
	ったということでございます。
	ブラックかグレーかという判断に迷うところもあ
	り、財界からも安心して民間が個人情報を利用できる環
	境を整えてくれないかという強い要望がございます。
	また、1つの動きとして、昨日、朝のNHKニュース
	でも取り上げられておりました個人情報の情報銀行とい
	う仕組みがございます。これは例えば消費者がスマホに
	記録された購買履歴などを一定程度お金をもらって民間
	企業に提供するというもので、情報銀行がその仲介役に
	なるというものです。
	このような動きが加速度的に進展している状況で、ひ
	とつの現れが、この非識別情報というものでございます。
	参考資料1の中に、地方公共団体の非識別加工情報の
	活用のイメージ（介護・教育）についてという資料がご
	ざいます。
堀田会長	参考資料1 地方公共団体が保有するパーソナルデータ

	の効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会
	と書いている資料の中の16ページですね。
三浦課長	その中に介護データに係る加工例のイメージがござい
	ます。保有するデータとしては、右側の欄に①被保険者
	番号、②氏名と続いています。それを事業者へ提供する
	データにするため、被保険者番号については削除。氏名
	についても削除。住所についても削除。生年月日につい
	ては生年月に置き換えあるいはさらに加工を加える。性
	別についてはそのまま。認定調査票の基本項目は特異な
	情報の場合は削除。といったように、以下記載のとおり
	データを荒くする非識別加工を行うものでございます。
佐藤委員	S u i c aの話はよく分かりました。他にも対象とな
	るような事例はありますか。
三浦課長	例えば病歴情報がございます。市役所は国保年金課な
	どで、病気に関する情報を保有しています。これはビッ
	グデータとして注目を集めています。新薬の開発や薬の
	効果の調査あるいはオンデマンド医療という言葉もござ
	いまして、様々な活用が期待されている分野でございま
	す。そのような情報の宝庫が地方公共団体、特に市町村
	であるということになります。
堀田会長	実際に地方公共団体で活用された事例がないというこ

	とでしたので、皆さんどのようなものかなかなか分かり
	にくいとは思いますが。今後、活用されていく事例が出て
	くると、一方で保護の必要性はますます重要になってき
	ます。
	今回はまだ市の方でも具体的に条例改正の着手ですと
	か、そのようなことではないので、時期が来た時には改
	めて皆さんの御意見を聞く機会が出てくるということ
	です。その時にはまた皆さんに御説明する機会もあるとい
	うことでよろしいでしょうか。
三浦課長	条例化するときには、委員の皆様にご審議いただいて条
	例化することになります。
堀田会長	他に御質問等ございますでしょうか。
繪面委員	この件を離れまして、マイナンバーカードについて教
	えていただきたいと思えます。
	私の周りからはマイナンバーカードを作成したが、全
	然使わない。印鑑証明書を取るものやっぱり支所へ行っ
	ている。という声を聞いています。函館市として、マイ
	ナンバーカードの活用状況が分かりましたらお聞かせく
	ださい。
三浦課長	大変申し訳ございません。現時点では、委員がおっし
	やるとおりあまりメリットを感じられないのではないかと

	と思います。けれども、おそらくこれから徐々にその必
	要性が出て来るものと考えております。
	市では今、I C TやA Iを活用した市政ということで、
	いろいろ施策を考えております。それらの施策が展開さ
	れるようになると、マイナンバーカードも有益なものに
	なって行くのではないかと考えております。
繪面委員	ありがとうございます。これからの施策に期待してい
	ます。
堀田会長	そのほかございますでしょうか。ほかに事務局から何か
	ありますか。
三浦課長	ございません。
堀田会長	予定されていた事項につきまして終わりました。その
	他ないようでございますので、本日の会議はこれをもち
	まして終了したいと思います。
	委員の皆様には、大変ありがとうございました。
	(午後2時12分終了)